

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町民及び大口町内の事業所に勤務している者が、自然や家族等とのふれあい及び心身の健康を増進するために実施するリフレッシュ・リゾート施設利用助成事業（以下「助成事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 助成事業は、別表第1及び別表第2に掲げる施設（以下「リゾート施設」という。）を利用する者について助成金を交付することにより実施する。

(期間)

第3条 助成事業の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日（以下「事業年度」という。）とする。

(対象者)

第4条 助成事業の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

- (1) 大口町に住所を有する者のうち、当該事業年度において満7歳以上となるもの
- (2) 大口町外に在住の者であって、町内の同一事業所等に10年以上（在勤中に限る。）勤続するもの及びその者の同居の家族で当該事業年度において満7歳以上となる同居のもの

(助成金額)

第5条 リゾート施設を利用する者に交付する助成金額は、1事業年度1人につき次の各号のいずれか1回の助成とする。

- (1) 宿泊を伴うもの 2,500円
- (2) 日帰り 1,000円

2 別表第2に掲げる施設を利用する際に、次のいずれかを利用した場合は、前項の助成金額に加え、1回に限り航空運賃として2,500円を助成する。

- (1) 名古屋小牧空港発着 出雲空港便
 - (2) 名古屋小牧空港発着 いわて花巻空港便
- (助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法より、町長に助成金の交付を申請するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる施設を利用するときは、当該施設の予約が完了した後、利用日の当日までに、大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書（様式第1の1又は様式第1の2。次条において「申請書」という。）を町長に提出するものとする。
- (2) 別表第2に掲げる施設を利用したときは、当該施設利用後に大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書兼請求書（様式第2。次条において「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(助成の方法)

第7条 町長は、前条第1号の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、大口町リフレッシュ利用券（様式第3。以下「利用券」という。）を申請者に交付する。この場合において、利用券の交付は助成金交付決定通知とみなし、助成金交付日はリゾート施設利用日とする。

2 町長は、前条第2号の請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に助成金を交付する。

(申請の取消し)

第8条 前条第1項の利用券の交付を受けた者が、当該施設の利用を何らかの理由で取り消したときは、速やかに大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請取消届（様式第4の1又は様式第4の2）を町長に提出し、利用券を返納しなければならない。

(利用券の提出)

第9条 別表第1に掲げる施設を利用する者は、当該施設の管理者に利用券を提出し、精算の際に、利用券に表示されている金額の控除を受けるものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から助成金の全額を返還させ、その者に対する当該年度の利用券の発行を行わないものとする。

(契約)

第11条 町長は、助成事業の実施にリゾート施設を統括する観光協会等(以下「契約者」という。)とこの事業の実施に必要な事項について、契約を締結し、円滑な事業の実施に努めるものとする。

(請求)

第12条 別表第1に掲げる施設を統括する契約者は、当該施設の管理者から利用券を集約し、利用券と大口町リフレッシュ利用券精算請求書(様式第5)を町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の契約者から提出された大口町リフレッシュ利用券精算請求書を適正と認めたときは、速やかに契約者へ請求額を支払うものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附 則(平成19年4月1日 大口町告示第52号)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の規定により、大口町リフレッシュ利用券の交付を受けている者にかかる助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日 大口町告示第33号)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請及び第6条の規定による交付は、平成26年4月1日前においても行うことができる。

- 3 改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第55号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後にリゾート施設を利用する者に適用し、施行日前にリゾート施設を利用した者については、なお従前の例による。

（施行のため準備行為）

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。

附 則（平成30年9月28日 大口町告示第106号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

リゾート施設	事務所の所在地
日間賀島観光協会加盟施設	愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字東側 83番地
下呂温泉旅館協同組合加盟施設	岐阜県下呂市湯之島801番地2
阿智村観光協会加盟施設	長野県下伊那郡阿智村智里20番地の2
犬山温泉組合加盟施設	愛知県犬山市犬山北古券107番地1
シーサイド伊良湖	愛知県田原市中山町岬1番43号
地方職員共済組合保養所サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1番76号
あいち健康の森プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源呉山1番 地の1
百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸10番地

別表第 2 (第 2 条関係)

リゾート施設	事務所の所在地
松江市観光協会加盟施設	島根県松江市中原町19
遠野市観光協会加盟施設	岩手県遠野市新穀町5番8号
南三陸町観光協会加盟施設	宮城県本吉郡南三陸町志津川字御前下51-1

様式第1の1 (第6条関係)

(個人用)

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者 氏名

(代表者) 電話

下記のとおり大口町リフレッシュ・リゾート施設助成金の交付を申請します。

記

利用年月日	年 月 日 ()			
利用施設名				
助成対象者	住 所	氏 名	生年月日	年令
	1 大口町			
	2 大口町			
	3 大口町			
	4 大口町			
	5 大口町			
	6 大口町			
	7 大口町			
	8 大口町			
	9 大口町			
	10 大口町			
11 大口町				
助成申請金額			円	

様式第1の2(第6条関係)

(事業所用)

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者 氏名

(代表者) 電話

下記のとおり大口町リフレッシュ・リゾート施設助成金の交付を申請します。

記

利用年月日	年 月 日 ()				
利用施設名					
助成対象者	住 所	氏 名	生年月日	続柄	年令
助成申請金額			円		

上記申請者は、当事業所に10年以上勤務し、在勤中であることを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

事業所代表者名

印

様式第2 (第6条関係)

(個人用・事業所用)

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

住 所

申請者 氏 名 (印)

生年月日 年 月 日

電 話 () -


リフレッシュ・リゾート施設利用助成金について、次のとおり申請及び請求します。

1 請求金額			
2 宿泊証明	(申請者が御施設を利用したことを証明願います。) 利用施設名 (印)		
3 交通費助成	有 ・ 無 有の方は裏面にご利用航空券の半券をお貼りください。		
4 利用者名 (同居の家族のみ)	氏名	生年月日	続柄
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
5 口座番号	銀行等の通帳又はキャッシュカードのコピーを裏面に貼ってください。		

※ご利用いただいた宿泊施設において宿泊証明欄に記載をご依頼ください。

様式第3（第7条関係）

大口町リフレッシュ利用券

助 成 金 額	
利 用 施 設 名	
利 用 年 月 日	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
備 考	日間賀島の施設を利用される方は、本券を名鉄海上観光船の各乗船券売場窓口に提示されると乗船料金が2割引となります。
発 行 者	愛 知 県 丹 羽 郡 大 口 町 長 

- 備 考
- 1 本券は、1回につき利用できます。
 - 2 上記金額を控除した額をお支払いください。

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成金交付申請取消届

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者 氏名

（代表者）電話

年 月 日付けのリフレッシュ・リゾート施設助成金交付申請について、下記のとおり取消しの届出をいたします。なお、先に交付を受けた大口町リフレッシュ利用券は返還します。

記

利用年月日	年 月 日 ()			
利用施設名				
取消対象者	住 所	氏 名	生年月日	年令
	1 大口町			
	2 大口町			
	3 大口町			
	4 大口町			
	5 大口町			
	6 大口町			
	7 大口町			
	8 大口町			
	9 大口町			
	10 大口町			
	11 大口町			
助成金交付取消金額			円	

受付番号 _____

大口町リフレッシュ・リゾート施設助成金交付申請取消届

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者 氏名

（代表者）電話

年 月 日付けのリフレッシュ・リゾート施設助成金交付申請について、下記のとおり取消しの届出をいたします。なお、先に交付を受けた大口町リフレッシュ利用券は返還します。

記

利用年月日	年 月 日（ ）				
利用施設名					
取消対象者	住 所	氏 名	生年月日	続柄	年令

様式第5（第12条関係）

大口町リフレッシュ利用券精算請求書

年 月 日

大口町長 様

請求者

年 月分のリフレッシュ利用券の精算について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額	宿泊 2,500円× 人= 円
	日帰り 1,000円× 人= 円
	合計 円
2. 添付資料	利用券